

平成27年第6回 飯塚市議会会議録第5号

平成27年9月11日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第9日 9月11日（金曜日）

第1 一般質問

第2 議案に対する質疑、委員会付託

- 1 議案第113号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第2号)
(総務委員会)
- 2 議案第114号 飯塚市ふれあい交流センター条例の一部を改正する条例
(市民文教委員会)
- 3 議案第115号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 4 議案第116号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例
(市民文教委員会)
- 5 議案第117号 飯塚市集会所及び生活館条例の一部を改正する条例
(総務委員会)
- 6 議案第118号 変更契約の締結(飯塚市新庁舎建設工事)
(総務委員会)
- 7 議案第119号 変更契約の締結(菰田保育所新園舎建設工事)
(厚生委員会)
- 8 議案第120号 財産の譲渡(南伊川集会所建物)
(総務委員会)
- 9 議案第121号 財産の譲渡(福門自治公民館建物)
(総務委員会)
- 10 議案第122号 訴訟事件に係る和解(保険代位による損害賠償請求事件)
(経済建設委員会)
- 11 議案第123号 指定管理者の指定(サンビレッジ茜)
(経済建設委員会)
- 12 議案第124号 指定管理者の指定(飯塚市リサイクルプラザ工房棟)
(市民文教委員会)
- 13 議案第125号 指定管理者の指定(健康の森公園市民プール及び体育施設)
(厚生委員会)
- 14 議案第126号 指定管理者の指定(飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー)
(厚生委員会)
- 15 議案第127号 市道路線の認定
(経済建設委員会)
- 16 認定第 1号 平成26年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 17 認定第 2号 平成26年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 18 認定第 3号 平成26年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

- (平成26年度決算特別委員会)
- 19 認定第 4号 平成26年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 20 認定第 5号 平成26年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 21 認定第 6号 平成26年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 22 認定第 7号 平成26年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 23 認定第 8号 平成26年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 24 認定第 9号 平成26年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 25 認定第 10号 平成26年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 26 認定第 11号 平成26年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 27 認定第 12号 平成26年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 28 認定第 13号 平成26年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定
(平成26年度決算特別委員会)
- 29 認定第 14号 平成26年度飯塚市水道事業会計利益の処分及び決算の認定
(経済建設委員会)
- 30 認定第 15号 平成26年度飯塚市産炭地域小水系用水道事業会計決算の認定
(経済建設委員会)
- 31 認定第 16号 平成26年度飯塚市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定
(経済建設委員会)
- 32 認定第 17号 平成26年度飯塚市立病院事業会計決算の認定
(厚生委員会)

第3 追加議案の提案理由説明、質疑、委員会付託

- 1 議案第132号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)
(総務委員会)

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長(鯉川信二)

これより本会議を開きます。

9月9日に引き続き、一般質問を行います。

7番 川上直喜議員に発言を許します。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

日本共産党の川上直喜です。栃木、茨城をはじめ関東、東北において50年に1度とも言われる記録的大雨が重大な災害を引き起こしています。被害はさらに広がるおそれも大きく、命を守る行動、行方不明者の捜索、被災者の救援に関係機関が全力を挙げていますが、本市としても特別の支援を行うよう、この場を借りて訴えたいと思います。

それでは通告に従い一般質問を行います。第1は、筑穂地域の公共交通についてです。1点目

は、筑穂地区まちづくり協議会の要望についてであります。

初めにお尋ねしたいのは、旧筑穂町のときには必要な予算を確保して、内野、馬敷、内住など中山間地域をはじめ、無料のふれあいバスがきめ細やかに走り、スクールバスに地域の方も子どもと一緒に利用できていました。旧筑穂町がこのような努力をしたのは、なぜだと思いか。また、これからの筑穂のまちづくりにおいて、公共交通はどのように位置づけられると考えますか、あわせて答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

旧筑穂町におきましては、第4次の総合計画というのがございます。その中に掲げてある内容を、まずもって報告させていただきます。公共交通機関につきましては、「定期バス路線は利用者の減少とともに運行本数も減少し、特に交通弱者と言われる子どもや高齢者には不便になっております。本町では、その対応策の一環として、公共交通機関のない地域と役場などを結ぶ町民ふれあいバス、通学バスをバス業者に委託して運行いたしますが、今後はより利便性の高い運行が望まれます。」ということで、その主要施策の中で、ふれあいバスの運行形態の見直し等が掲げられております。これは地域の住民、特に子どもや高齢者の方々の交通手段を確保したいという考えでされていたと考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ところが市町合併のあと、毎日の生活になくなくてはならない存在だったふれあいバスが走らなくなったり、バス停があっても止まらなくなったり、また、頼りにしていたスクールバスに乗れなくなったり、新しくできた予約乗合タクシーも慣れない高齢者には予約が難しかったり、筑穂エリアの境界までしか行けないなど、本当に不便になったうえに、利用料の負担もばかになりません。これが多くの住民の感覚です。筑穂地域の公共交通は、どのような考え方で、どのように変わってきたのか、説明を求めます。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

筑穂地区はもともと西鉄バスの子会社の嘉穂交通が走っておりましたが、平成5年ごろより一部廃止、そして平成16年から、最終的には平成22年にかけて、全線廃線となっております。その中で町のほうが、先ほど答弁しましたように、ふれあいバスの運行を始め、高齢者用の福祉バスという位置づけ、そして子どもたちのためにスクールバスを運行してまいっております。その後、質問議員が言われますように、平成20年までは合併後もそのスクールバス及びふれあいバスを運行しておりましたが、平成21年度よりコミュニティバスの実証実験運行を開始して、現在に至っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

西鉄バスの路線縮小ないし廃止に伴って、本市の地域公共交通についても縮小していったということのようです。この時期の市の担当体制、また住民の要求を反映させる仕組みについて、その変化はどのようになっているか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

合併後のふれあいバスの担当は、筑穂支所のほうで行っておりました。そして平成21年度からは総合政策課のほうで、その後、独立した課を立ち上げて、平成24年度からは公共交通対策課、そして25年度からは商工観光課が所管いたしているところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

こうした中で、ことし4月からの事業計画を話し合っていた2年前、2013年、平成で言いますと25年の2月に、筑穂地区まちづくり協議会が齊藤市長あてに要望書を提出しました。何か月もかけて、すべての世帯にアンケートを行なって、取りまとめたものであります。要望の内容をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

質問議員言われますように、平成25年3月25日付で筑穂地区における公共交通確保・整備についてということで、まちづくり協議会より要望書をいただいております。これには5559名分の署名が添付されておりました。内容につきましては、まずコミュニティバスでございますが、路線の新設、バス停の増設・新設、特にバイパス沿いの商業施設へのバス停設置、また桂川駅への乗り入れに際するJRとの時刻の連結などの要望。また予約乗合タクシーについては、登録は1人単位ではなくて世帯単位でできないかとか、隣接の病院等まで利用拡大ができないかなどのほか、昼食時間帯ですね、いわゆる12時から1時の間に、タクシーの運転手さんが休憩することにより利用できないので、そういうことの解消ができないか、また障がい者等の割引制度が導入できないか。その他、JRにつきましては、桂川駅にエレベータ、大分駅のスロープ、またスクールバスへの混乗ができないかなどの要望が出ております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それでは、そのうちコミュニティバスに関して、市としてどういう取り組みをしたのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

要望につきましては、地元の協議会と協議を重ね、できるものできないものがございますが、要望のうちバイパス沿いの商業施設には、コメリにバス停新設をいたしました。その25年の要望につきましては、コミュニティバスについては、新たなバス停の新設といったところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

高田・津原橋方面の路線の新設は、一步前進として喜ばれています。青山医院に通院する方からは、バス停についてあと一步、医院の駐車場まで入ってもらえると助かるという要望もあります。元気な方が乗っているわけではありません。改善を検討していただけますか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

その青山医院の件でございますが、もともとはタクシーで穂波地区の青山医院まで行けないか

というご相談でございましたが、当該者とお話をした中で、バス路線をそちらのほうに回したうえで、近くのバス停を設置するからどうですかということで、現在に至っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

要望あれば検討するという答弁ですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

バスを止めるスペースとか、安全性の問題もありますので、その辺は検討できるものであれば、検討させていただきたいと思います。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

内野地域にもコミュニティバスをとの要望を、市はどう受け止めているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

内野地域については、要望の中で路線を延伸してくれないかというような要望もございます。その中で、いろいろ内部協議及び地域の交通協議会のほうで検討もいたしました。現在のところ経費的な問題も含めましてですね、検討中でございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それについては後ほど、またやりとりをしたいと思いますけれども、それでは予約乗合タクシーについては、どういう取り組みをしたのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

タクシーにつきましては、先ほど申しました昼の時間帯の利用をできるようにということで、運転手さん3名が輪番で昼食をとり、利用できるような形をとっております。また、桂川駅への乗り入れというのが、平成26年9月12日付の要望書の中にはございますが、これにつきましては、桂川町や関係業者、タクシー業者でございますが、当時から協議を重ね、最近になりました。どうにかめどがつきそうなどころまでいっておるところでございます。それと、コミバスと同様でございますが、障がい者等の割引制度も導入いたしております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

予約乗合タクシー、域外であっても隣接する桂川駅までめどが立ったというお話です。大歓迎ということになるのではないのでしょうか。この間は済生会病院までということになっておりましたので、大変喜ばれるのではないかと思います。

JR駅に関する要望についてはどうでしょうか。お尋ねしたいと思いますが、ある高齢者は博多に行くときは筑前大分駅から、帰りは桂川駅まで、飯塚方面に行くときはその逆、跨線橋を渡らなくて済むようにという工夫だそうです。でも、筑前大分駅前のあの見上げるような階

段、これは必ず上り下りしなければなりません。この階段のバリアフリー化は、まず市が、そしてJRがやる気になればすぐにでもできることだと思います。早急に実現できないでしょうか、答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

筑前大分駅のバリアフリー化については、従前より地域の方々から要望をいただいております。これは市単独でもできかねますけれども、JRの協力が必要でございますので、過去にも、今までもJRとその件について協議いたしておりますし、今後も継続して協議していきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

JRに対しては、なかなか交渉が難しいことが多かったですね。愛宕の踏切でも、なかなか難しいです。愛宕の踏切、20年以上かかっていますでしょう。それで、市が決意を持って、そしてバリアフリーですから、JR九郎原駅も含めてね、バリアフリーですから、事業者がやって当然ということで交渉を詰めていく必要があると思います。検討する、話し合っていきたいという程度では、高齢の皆さんや障がいのある皆さんは、いつまでも苦しみ続けなければならない、毎日、ということになりますので、ぜひ力を入れて頑張ってくださいと思います。

九郎原駅、いま申し上げましたけれども、この駅はことし3月のダイヤ改正で、昼間は普通列車が止まらなくなりました。普通列車が通過するわけです。どういう気持ちですか。不便も不便、これはまさに住民切り捨てということじゃないですか。私にはこのJR九州の発想がまるでわかりません。皆さん方わかりますか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

確かに駅があって列車が通過するという現況は、住まれてあるの方々にとっては不便限りないことだと思いますので、地域の方々もJRに対する不満というのは言っておりますので、非常に不便を感じてあるというふうに感じております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

発想なんですよ。何十秒の時間を惜しんでどうなるかということなんだけど、これによつてですね、JR九州は相当な利潤が上がるんですよ。しかし、地域にとって住民切り捨てですかということですよ。私たちは公共交通の中軸バッテリーは、バスであり鉄道だと考えていますよね。ですから、この中軸バッテリーが打席に立たないということでは、ゲームが成り立たないと、地域公共交通のサービスを最初から放棄するようなやり方は認められない。このことについても強くJR九州には申し入れて、改善を図らせていくということが重要だと思っています。

それでは、2点目ですけれども、ことし平成27年度からの地域公共交通の運行について伺いたいと思います。先ほどの答弁から、今回の、先ほど申し上げました要望書及びそれにかからない住民の声を反映して幾つかの点が改善されたことは、よくわかりました。しかし、残る課題もやはり切実なんですよ。筑穂地区まちづくり協議会は、これまでの取り組みを踏まえて、去る7月17日に行われた定期総会では、公共交通機関の整備拡充をさらに求めています。内容を把握していますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

会議の中の具体的な細かい点はお聞きしていませんが、先日、まちづくり協議会の会長さんとお話をして、あらかたの内容は聞いております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

内容をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

これまでの要望に加えまして、地域内の、地域内と言いますか、まちづくり協議会内で、いま現在、鯉田地区が行っているようなワゴン等による運行についても内部で検討していきたいというふうに、会長さんからは直接聞いております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そういったこともあります。しかし、ご覧になったと思います、定期総会の決議。見ましたか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

見ておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ぜひ市長も含めて目を通してください。第1に挙げているのは、先ほど、あとでと言いました内野の路線の問題、これに大野方面からの路線についても加わっています。これが第1なんです。内野方面並びに大野方面の路線については、どう今お考えか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

先ほども質問議員の質問に若干お答えしましたけども、まず公共交通の中で、当然ながら経費がかかっているところをございまして、内野、大野地区、両方面につきましてもですね、実証実験時には運行していたところをございしますが、その中で利用者からの声等も拾っております。そういうことを判断した中で、経費面を加えまして、現在のところ延伸するという事は、いま検討中で、決定及び将来的にどうするかまでは至っておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長、お金があれば、検討がぐっと前向きに進むような、そういうニュアンスの答弁ですね。しかしそれまで、内野、それから内住の皆さん、中山間地域の皆さんは待てない。病院にも行かないといけないし、買い物にももちろん行かないといけない。それで、この中山間地域の皆さんの中からは、子どもたちと一緒にスクールバスに乗れるようにしてもらえないのかという声が出ているわけです。私は、当面の対策としては有効ではないかと思えます。かつてできていたことですから、その気になればできるはずです。そこで、教育長にお尋ねします。この住民の皆さん

の声に応えるルールはないのか、お考えを伺います。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほどからスクールバスに一般住民の方を混乗させていたというふうなことでございますけれども、私どもの認識といたしましては、逆にコミュニティバスが運行されていて、そのコミュニティバスを利用して児童生徒が各学校のほうに通学していたというふうに認識しております、そのコミュニティバスが使えなくなりましたので、子どもたちの通学手段を確保するということが、スクールバスの運行を開始したものでございます。ご質問のコミュニティバスということは抜きにして、仮にスクールバスに一般市民の方を混乗して運行する場合、これは有料とするか、無料とするかにより取り扱いに差が生じるということがございます。仮に無料とした場合、これは教育委員会サイドのほうの考えでございますけれども、時刻設定や児童生徒の乗降場所に変更が生じないか、乗車定員に余裕があるかなど、スクールバスとして安全かつ合理的な運行ができるか検討のうえ、学校及び保護者との合意を得る等の条件を整える必要があると考えます。また一方、有料化をする場合でございますが、これにつきましては、コミュニティバスの取り扱いになるというふうに認識をしております。一般乗合旅客自動車運送事業と言われまして、道路運送法による事業の経営許可、運賃料金の認可届け出が必要となっております。また、路線設定にかかる起点、終点及び停留所の時刻設定をした路線定期運行で運行されるため、事業計画の策定に当たりましては、乗合バスと競合しないように注意を払うことや、使用する車両等について留意が必要だというような認識を持っております。このような条件が整えば、混合乗車も可能ではないかというふうに認識しております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

市長部局もいまの答弁、いま一緒に聞きましたね。それで、市長部局のほうで急いで対応していただきたいと思っておりますけれども、答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

いま教育部長のほうから法的な問題等々について説明がございましたが、過去において筑穂町はスクールバスと福祉バスという位置づけの中で、国の制度をうまく利用しながら混乗していたものと認識しているのですが、その中でコミュニティバスもいま国のほうから補助金等ももらっておりますので、その辺のところの整合性とか連携を図りながら、慎重に検討すべきものと考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

慎重に急いで対応していただきたいと思っております。

予約乗合タクシーについて、エリア制限のために今もJR桂川駅にはまだ行けないのですが、それは改善の見通しが立ったということなのだけでも、少しくどいかもしれませんが、現実にある要求としては、体調を崩して穂波高田の青山医院にかかりたくても途中までしか行けないということなんですよ。もともとの平成25年の要望の中には、近接する病院、医療機関や公共施設まで足が伸ばせるようにしてもらいたいという要求だったので、これについても、ぜひ実現してもらいたいと思っております。答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

先ほども答弁いたしましたように、この要望に基づきまして新たなルートを新設しまして、高田・津原方面ルートを設け、青山医院に近いところのバス停を設置しています。また、先ほど質問議員言われましたように、済生会病院等にもバス停を新設するなど、できる限り住民の方の要望に応えるような形をとっておりますので、ご理解方お願いします。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

ですから、いま申しあげました要望についても、ぜひ取り上げてもらいたいと思うんですね。そこで、少し細かいことまでやりとりをしましたけれども、何のためにこういう細かいやりとりが必要かと言うと、この仕事が地域の公共福祉の基本だからだと思うんですね。地域の公共交通のあり方は、自治体全域で一律にやればよいというものではないのではないかと考えています。地域の条件や特性に合わせた運行というものも必要だと思うんですね。旧飯塚の鯉田では無料コミバスのテスト運行が始まったり、筑豊地域でも自治体によってですね、ボランティアによる自主的な地域タクシーというか、バスというか、運行の相談も始まっています。このように地域の特性、住民の要求に応じて柔軟に考えなければならないのではないかと思います。そこで、これらの地域の発想とか努力を、公の仕事できちんと下支えをしていくと、骨格部分をどう支えていくのかということが、ひとつ大きなテーマになろうと思うんですね。3点目のふれあいバスの復活の提案に至るわけです。私は筑穂地域の住民の皆さんの要求をしっかりと反映させるためには、旧筑穂町時代からきめ細やかに走っていたふれあいバスを復活させて、地域公共交通の中軸バッテリーとして位置づけながら、ダイヤを改善しながら、桂川駅を含めた5つのJR駅にリンクさせる発想です。現在のコミュニティバス、予約乗合タクシーの改善を図りながら、全体としてふれあいバスの役割をふやしていくというのはどうでしょうか。あまり大きなバスでなくてもよいかもしれません。もちろんふれあいバスは無料で、土日祝祭日も走らせるという提案であります。桂川でできていることを筑穂でできないかという発想も、ここにはあるわけですが、予算はどうするのかと、合併前の旧筑穂町のときの規模をベースに柔軟に検討してはどうかと思うのです。莫大な費用がかかるわけでもないと思うのです。市長の感想を聞かせてください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

ふれあいバスの運行を再開したらどうかというような趣旨だと思いますが、実証運行実験のときにかなり細かいルートでバスを回しておりましたが、そのときに結果的に言いましたら、バス停を幾らふやしても、バス停から50メートル以上遠いという方は、やはり便利が悪いというご意見を多々いただいております。その対応策といたしまして、デマンド型の予約乗合タクシーを導入しておりますので、その活用をまずお願いしたいということと、それと先ほども答弁しましたが、協議会のほうでも協議会の考えに基づき地域に合った、地形に合ったような、そういう小型のワゴン車などの運行を検討されていますので、その辺のところはですね、市としても協力しながら進めていきたいと考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

いまの答弁と私の提案は重なり合っているところがあるんですね。対立しているわけではないと思います。そういうさまざまな地域の工夫や努力を機関部門で支えていくと、それは一本路線を通せばいいという意味ではなくて、せめて旧筑穂町時代に走っていたくらいはですね、復活さ

せるということが、地域のさまざまな創意や工夫の発揮につながっていくのではないかと思います。お金のことは先ほどを申し上げましたけども、地域の福祉、これからの筑穂のまちづくりに公共交通充実は絶対不可欠と思うのですよね。こうした点に立てば、いろんな事業の中の小さなひとつという位置づけではなくて、これからのまちづくりの中のドンとした大きな事業としてね、太く位置づけなければならないのではないかと思います。利用者が少ないという意見も確かにあるわけですね。人口の少ないところに走るのだから、利用者が少ないというのは避けがたいことだと思います、ある面では。だから公共交通、市が努力をしようと、地域の皆さんの力も借りようという発想だと思うんですよね。ですから、この少ないかもしれない人たちのために頑張るとするのが、市のスタンスであってよいのではないかと思います。

この質問の最後にしたいと思うのですけれども、筑穂地域をよくしたいという気持ちは、地元の皆さんはもちろんのこと、行政も私も同じだと思います。予算の使い方で発想が合わないということもあるかもしれませんが、よく話し合えば調整がつくことだと思います。お金の点で、私が無茶な提案をしているというふうにも受け止められていないと思いますけども、これまで出せていたお金を出そうではないかというくらいの提案です。コミュニティバスや予約乗合タクシーなど、地域公共交通について研究されている学者や自治体関係者の方も多いですね。多くの関係の書籍、研究書も出されています。そこでの常識というのは、地域住民の全員が関係する重要な問題だという認識ですね。乗るか乗らないかというだけではなく。地域公共交通が衰えると、個人の生活の幅、地域の魅力を奪い、車も人も通らない寂しいまちになるんじゃないかという指摘もあるわけです。このまま特別な力、工夫をしていかないならですね、ほかの要因とも重なってですね、筑穂地域に当てはまりかねない指摘ではないかと心配するわけです。市の合言葉は、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」でした。私の合言葉は、「安心して住み続けられる福祉のまちづくり」なんです。かなり重なってくると思うんですけど、このまちづくりの方向を実現するうえでも、地域の公共交通の充実は不可欠です。第2次総合計画や立地適正化計画など、地域のまちづくりに関する取り組みも既に始まっています。そこで、この中で地域公共交通の重要性も位置づけられることになりそうですけども、その際に、このふれあいバスの復活の提案、ぜひ検討してもらいたいと思います。最後に市長の答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

副市長。

○副市長（田中秀哲）

質問者が言われますように、当然のことながら、少子高齢化の中、そして特に中山間地域の、いわゆる交通弱者、買い物難民と言われる方にとってはですね、質問者が言われる点と我々が考える点に大きなごはないと思っております。ただ、合併してこの方、コミュニティバス、あるいはデマンドタクシーあたりでやっています、まだまだ改善点もあろうかと思っております。それと地域特性を生かした鯉田で試験的にやられている方法もあります。こういうものを、できるだけ、まちづくり協議会を生かした、その地域で合ったそういうものに取り組めないかというのも、大きな我々のテーマでもあると思っております。今後ともですね、こういう交通弱者対策は、飯塚市にとっても大変重要なことだと思っておりますので、今後ともよりよく、できるだけ改善できるように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

くどく言うつもりはありません。副市長がおっしゃっているのを、本当に有効にするためにも、旧筑穂町時代にできていたことを、ふれあいバスの復活をね、全体の総合計画の中で位置づける必要があると思いますので、その点については重ねて要望して、次の質問に移ります。

次は、二瀬地区と幸袋地区にまたがる白幡山のメガソーラー開発についてです。1点目は、株

式会社快適空間による開発についてであります。もともと太陽光発電施設の設置工事は、どうい
うわけか、建築確認の手續対象から外されている問題があります。それに加えて言わなければな
らないのは、私は6月定例会の一般質問で、この業者が市の環境保全条例の手續きで、3ヘク
タールを超える林地開発としながら、福岡県に対しては1ヘクタール未満に分割して事前協議し
たために、林地開発許可申請手續き、したがって調整池の設置義務を逃れていた問題、そのこと
に注意を払わなかった市の姿勢を指摘しました。その後の2カ月半の間に、台風15号を含めて
大雨が続き、そのたびに住宅街への土砂流出、下流の建花寺川への赤水の流入など、重大な事態
が発生しました。市は状況をどのように把握しているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

いま質問委員言われます快適空間の開発に関してでございますが、先月の台風15号でござい
ます。その時点で、工事期間中ではございますが、法面からの水、汚れ水、赤水ですね、その部
分が道路に入ってきて、道路側溝、道路等にあふれているというふうな現状は把握しております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

被害の状況について、余り深刻に受け止められていない。このような事態が生じているのは、
何が原因だと思いますか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

いま現在、工事が行われております。その中で調整池の建設とかも行われておりますが、工事
期間中の水処理の不手際があったのだろうというふうには想定をしております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そのようにオブラートに包んだようなものの言い方はしなくていいですよ。はっきり言って、
この業者が先ほど指摘したようなことをやったからでしょう。どうして今ごろ調整池をつくって
いるんですか。先につくるべきでしょう。順番が逆なんですよ。そこでね、この順番が逆になっ
てしまった、これだけではありませんよ。逆になってしまって、こういう被害が起きていること
について、市にはどういう責任があると思われませんか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

今回の造成工事、開発の工事でございますが、基本的には工事現場における現場管理の対応、
防災上の対策が足りなかったというふうに考えておりますので、事業者には責任を持って対応して
いただくような要望も行う必要は当然あると思っておりますが、その中で、市として責任というのは、
今のところ、どうだということでは考えておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

けやき台の皆さんについてですね、生命、財産に対する危険はないと考えていますか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

当然、開発にのっとった形の基準の中で、施工の方法とか、先ほど言われました調整池の建設とか、その部分につきましては、安全対策を十分にとったうえで、建設をしていただくような形を事業者のほう、また県のほうを通じてしていく必要が当然あるのだろうというふうには思っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

危険があるという答弁ですね。この事態は災害であるとお考えかどうか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

今回の濁り水が出ている状況の中で、災害の定義というのはいろいろ難しいところがございますので、土砂の流出を起こさないように、今後も事業者のほう、県のほうを通じて対策をきちっとしてくださいというふうな要望が必要だろうというふうには考えております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

これは明らかに災害なんですよ。この問題でその認識がなければ、住民の生命、財産、安全を守ることが十分にできないということになるのではないのでしょうか。大きな災害が起きたとき、この業者は、住民の皆さん、被災者に何か補償することができるのですか。

○議長（鯉川信二）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

補償という部分は事業者がいま行われている部分の中の話だろうと思いますけども、当然、工事や施設整備の起因する問題、そのあたりに起因する部分については、事業者のほうの責任になるのかなというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

太陽光発電設備設置工事で建築確認対象除外でしょう。

2点目はですね、株式会社一条工務店の開発についてお尋ねします。大規模な森林開発にかかわる林地開発許可申請については、11月に開かれる福岡県森林審議会で審査されるため、一条工務店としては早急に事前協議を済ませ、正式に提出ということのようです。県知事は許可するか、不許可にするか判断するうえで、地元市長に意見を求めるのがルールです。しかし許可を前提に意見書を書く必要はありません。6月定例会での私の質問に齊藤市長は、「この行為が非常に危険性が高いということであれば、やめていただきたいと言っていかなければならない」と答弁されました。私は一条工務店や福岡県の動向に注意をして当然だと思います。一条工務店の林地開発許可申請の状況、動向を把握していますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

林地開発の窓口をしております経済部のほうから答弁させていただきます。関係部署のほうから情報は仕入れておりますが、細かいところまでの情報を知り得ておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

それでは、飯塚市の環境保全条例に基づく手続きについて、一条工務店がいつ手続きを開始するつもりかについては把握されているはずです。その状況について伺います。

○議長 (鯉川信二)

市民環境部長。

○市民環境部長 (大草雅弘)

いつ一条工務店のほうが自然環境保全条例に基づいた手続きをされるかという点については、うちのほうとしてはまだ把握いたしておりません。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

地元同意がなければ着工しないと一条工務店の住民に対する約束について守らせるべきだとの、私の6月定例会での質問に対して、市長はしっかり申し入れすべきと答弁されました。一条工務店に伝えたらどう回答があったか、お尋ねします。

○議長 (鯉川信二)

市民環境部長。

○市民環境部長 (大草雅弘)

6月の質問議員の質問に対しまして、市長としましては、安全性が確保されていないというようなことであれば、しっかり申し入れるということでございました。事業者のほうには、しっかり地元に対して説明責任を果たして、安全対策をとるようというところで申し入れております。

(発言する者あり)

○議長 (鯉川信二)

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○議長 (鯉川信二)

本会議を再開いたします。

市民環境部長。

○市民環境部長 (大草雅弘)

先ほど答弁させていただきましたが、安全確保について、また地元説明責任をしっかり果たすようにということを申し入れまして、事業者のほうより、そういったことで対応させていただきますというようなことで回答をいただいております。

○議長 (鯉川信二)

7番 川上直喜議員。

○7番 (川上直喜)

環境部長は6月議会での市長の答弁を聞いていないのかな。市長は、約束をきちっと守ってもらうように申し入れすべきだと答弁したのですよ。いま一条工務店のほうではですね、関係の中で、地元同意がなければ着工しないと約束してしまったのは失敗だった。強行突破する。こんな趣旨のことを話し合っている訳ですよ。あなた方がまともに見もせず、聞きせず、言いもしない中で手続きが開始されようとしている。住民の生命、財産を守る行政として、それでいいのですか、答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

先ほどの答弁と重複いたしますが、事業者に対しましては、しっかり住民不安を取り除くような形で、説明責任を果たしてということで指導いたしております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

そういう仕事ではね、住民の生命、財産を守ることはできませんよ。今これまで経験したことのないほどの記録的な大雨が全国各地で降り、竜巻が発生する時代です。1枚25キロもある太陽光パネルが600枚も飛んだのは2カ月前、群馬でのことです。2千枚飛んだという話もあるわけです。国の基準を大きく超えているのは、異常気象なんです。建築確認の義務づけがなくてよいのか、今までの基準でよいのか、このことが大きな意味を持って問われているときです。基準を超えて、調整池をつくったからといって、安全が確保できるわけではないことは明らかです。一条工務店だってわかっているはずですよ。そもそもこんなに多くの住民が住んでいる山の森林をほぼ伐採して、山を削って形を変えて、こんな大規模開発をすることそのものが大問題だと思うのです。市の幹部の中には、安全につくってもらえるなら、それでよいという発想もあるようですけれども、国の基準を含めて、法律どおりにメガソーラーをつくって、生命、財産に被害が出る災害が起きた場合、一条工務店は補償できるのですか。補償するのですか。皆さん、どうお考えですか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

いま質問議員言われます災害等につきましては、確かに地球温暖化によりまして、いろんなところで異常気象がっております。そういった部分におきまして、私どもとしましては、この太陽光設置につきましては、6月議会の際にも市長が答弁いたしました、法の縛りというものがございます。そういった中で、私どもとしましては、しっかり対策をとっていただくことを事業者のほうにお願いするということがございます。今回、自然環境保全条例の手続きが、もし出ました折にはですね、自然環境保全対策審議会というのが私どものほうに機関としてございます。条例に基づいて機関がございまして、その中で事業活動が自然環境及び生活環境に与える影響並びに条例の施行に関する重要な事項について調査審議するということがございますので、この中で市のあり方等につきまして、審議していただきながら、市としての方針を固めていきたいというように思っております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしくお願いたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

昨年の8月27日に、環境部が自治会長と一条工務店の話合い、説明会の折に、スムーズに進めていただきたいと言って以降ですね、飯塚市はこの一条工務店の事業推進の立場に明確に立っているのではないかと、住民の方はみんな心配しているのですよ。鬼怒川の昨日の氾濫に関しては、太陽光発電開発によって自然堤防が150メートルにわたり高さ2メートルも削られていたことが大きく関与していると指摘され、報道されていますね。この自然堤防が民間所有の土地だからといってなすがままにされるのを、国土交通省が指をくわえて見守っていてよいのでしょうか。地方自治体はこれまで、どこに太陽光発電施設がつくられようとしているかわからず、乱開発とも言ふべき事態があったわけです。これから厳しく問われることになると思います。経済産業省

の資源エネルギー庁は、太陽光発電施設等の開発について、8月3日、全国知事会に対して周知依頼文書を出しています。事業用地や発電設備にかかわる許認可手続きが適切に行われていることを確認するために、都道府県が情報を必要なら提供するので依頼書を国に出すようにという内容です。福岡県からこの趣旨の周知がありましたか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

質問議員言われます今の通知については、市のほうにはあっておりません。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員にお願いいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

それは大変なことだと思いませんか。鬼怒川の氾濫と防災の常識を逸脱した太陽光発電開発を見るまでもなく、今後の太陽光発電施設開発については、国としてもこれまでの住民生活環境保全、とりわけ防災の観点をおろそかにした利潤追求第一のずさんなやり方を許すやり方を厳しく改め、抜本的な対策の強化が求められるのは当然です。白幡山周辺の住民の命と財産を守るため、第1に、快適空間の開発については、本市に災害防止の責任があることを明確にし、福岡県に当然の責任を求め、業者に厳しい指導を行うよう求めること。第2に、一条工務店による開発計画については、少なくとも全国的な教訓が明らかになるまでは林地開発を許可しないよう福岡県に申し入れ、知事から意見照会があった場合は、その立場から許可に反対し、第3に、悠悠ホームを含めて、国や県に対して、メガソーラー開発に関するあらゆる情報を要求するべきではないかと思いますが、最後の質問になりますので、市長、答弁を求めます。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

質問者のご意見、もつともだと思いついておりました。この自然エネルギーの太陽光に関しては、これは今からの日本の国としては、やっていかなければならないエネルギーの1つだと思いがします。しかし、皆さんもご存知のとおり鬼怒川、黒川、先ほど質問者のほうからもあったように自然堤防を削っていたために大きな水害が起きたと。私も以前から、全国市長会のほうでは、この太陽光発電に関してきちっとした法的な体制を整えてやっていかないといけないということは言っておりましたし、今回もそれをクリアするというのはですね、今の日本の、先ほど質問者が言われたように、異常気象だと思えます。100年に1度じゃなくなってくるような、今からの気象環境だと思っておりますので、この太陽光発電に関しても、国のほうで規制等に関して、しっかりつくって、そして、その開発業者に対する対応をしていかなければ、また同じような災害が起きるのではないかという心配もしておりますので、今後も全国市長会に対してですね、この開発をしてやっていかなければならない日本の国の状態として、太陽光の規制等に関してもっと厳しくと言うか、きちっとしたものをつくっていただくように要請をしていきながら、私はこの件に関しては取り組んでいきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

14番 江口 徹議員に発言を許します。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

本日は、「空き家対策について」、そして「プレミアム商品券について」、「広報公聴について」、お聞きいたします。

まず、「空き家対策について」でございます。空き家対策、大きな課題となって、かなりの期間が経ちました。

飯塚市でも2012年9月議会で条例制定を行っております。それから、3年経とうとしております。どのように、この問題が前進したのかを確認しながら、今後、どうすべきかを考えていきたいと考えております。

まず、条例制定の目的について、ご紹介ください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

空き家等が増加し、不完全な管理のまま長年放置されることによりまして、老朽危険家屋になるということで、周辺住民の生活環境を著しく損なっている現状がございます。そこで、このような状況を改善、防止し、生活環境の保全及び安全安心、防犯防災のまちづくりを推進すること、これを目的に、所有者等の責務や調査、指導、助成制度等、空き家等の適正管理に関して必要な事項を定めるために条例を制定したものでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、この条例で何ができるのか。条例の概略について、ご説明をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

条例制定で実施できることになった事項といたしましては、条例により情報提供をいただいた案件等について、現地確認やその後の空き家等の所有者等の実態調査を行うことができること、これを第6条で定めております。老朽危険家屋の所有者等に対し、必要な措置については、まず、助言又は指導を行うこと、これを第7条で定めて、なお老朽危険家屋が管理不全な状態にあるときは勧告、これは第8条でございますが、さらに勧告をした内容を履行しない場合、必要な措置を講じるよう命令することが可能となるような条項、これを第9条で定めておりまして、段階的な指導を行うことができることを定めております。

命令を行ったにもかかわらず、所有者等が正当な理由なく命令に従わない場合、所有者等の住所及び氏名、空き家等の所在地、命令の内容等を公表することができることを第10条で定めております。必要な措置を命令したにもかかわらず、所有者等が措置を行わない場合に、市が所有者等に代わり措置を行うための代執行、これを第11条で定めております。空き家、老朽危険家屋に関連する犯罪、火災、青少年の非行や建築基準法の違反建築物等の問題に対し、犯罪防止のために、必要があると認めるときは、警察署、消防署、福岡県などの機関に対し協力を求めることができる協力要請、これを第12条で定めております。

改善に向けた話し合いを行う中で、老朽危険家屋の解体、撤去を行う方に対して、別途要綱を策定して補助金を交付、これを助成という項で第13条で定めております。補助金の額は、解体及び撤去に要した経費の2分の1以内で、50万円を上限といたしております。

空き家等の老朽化による倒壊その他の危険な状態が切迫し、その危険箇所が公有財産である土

地又は建物に係っている場合においては、所有者等から同意を得て、必要最低限度の措置をとることができる緊急安全措置、これを第14条で定めております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

おおよそ空き家対策と呼べるものについては、ほとんど、きちんと網羅している条例であると考えています。当初は代執行が入っていませんでしたよね。その後の条例改正で代執行も入った。ある意味、これでフル装備になったと私は捉えているんですが、同様とお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

本市の条例、ことしになって、国が示した特別措置法もありますが、それとほとんど同等のものでありますので、フル装備と言えらると思います。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、実際にこれがどのように適用されていったのか等々について、確認をしていきたいと思ひます。その前に、条例制定のとき、そのときには、老朽危険家屋がどのくらいあつて、この条例を制定することで、どのくらい毎年処理できるという見込みだったのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

制定当時でございますが、職員が目視で判断した老朽危険家屋と思われるものが54件ございました。どの程度のペースで解決していくかというのは、15件程度を想定しておつたようでございますが、現時点ではそのうち13件が解決してござりまして、内訳としましては、12件が全額自己負担による解体を行つてござりまして、1件につきましては、市の補助金を活用して、解体というふうになってござりまして。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

もともと54件あつた。そのうち年間15件くらい処理できるのかなというふうな予定であつたとお聞きしてござりまして。ですから、補助金についても予算としては750万円ですよね。15件かける50万がことしの予算にも計上されてござりまして。今、ちらつとお話されたんですが、そのうち何件か解決したと言われたと思ひます。もう一度、そのあたりご紹介願ひえますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

そのうち13件が解決してござりまして。12件が全額自己負担による解体、1件が市補助金を活用しての解体となつてござりまして。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、現在の状況をお聞きいたします。現在の老朽危険家屋は何件あるのか、どの程度と把握されておられるのか。またあわせて、そもそも市内には空き家と呼ばれるものがどの程度存

在するのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

まず、市内の空き家の状況でございますが、平成20年の住宅・土地統計調査における空き家の件数は、1万540戸でありましたが、平成25年の調査では、1万1950戸となっております。

条例制定によりまして、本年の8月31日現在で、判定により老朽危険家屋と認定されて、未解決の物件は11件ございます。相談があり、現地調査の際に事務職員が目視で判断しております老朽危険家屋と思われる物件につきましては、条例制定以前の未解決物件41件とその後の37件とあわせて78件あるというふうに今、確認をしております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

その状況の中で、先ほど一部もともとあったうちの13件が処理されたと言われました。そのあと、判明された分も含めて、どの程度、処理されたのか。そのうち、補助金を使わずに、処理された件が何件、また、補助金を使って処理した案件が何件、そして使った補助金はいくらになるのかお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

条例制定により本年の8月31日までに老朽危険家屋と認定しました空き家は、27件ございます。そのうち、解体に至ったものは16件ございまして、全額自己負担で解体されたものは、このうち、1件でございます。補助金を活用して解体されましたのは、残る15件ございまして、平成25年度は8件で380万7千円、補助金の額ですね。平成26年度は6件で251万6千円、平成27年度は8月31日現在、1件ございまして、補助金の額は19万4千円となっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この進行状況について、順調に進んでいるとお考えなのか、それとも予定したペースよりも遅いとお考えになっているか。その点はいかがですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

順調には進んでいないというふうに認識しております。所有者の確認等々で難航しているという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そうですね、現状を見ている、この条例の制定のきっかけとなった案件等についても、まだ、そのままのものがございます。後ほど指摘をしますが、そしてまた市内を回っている中でも、その状況については残念ながら大きく改善しているとは思えないと思っています。ですので、処理が進んでいないというところに関しては、同様に感じているところがございますが、じゃあ。これがなぜ進んでないのかなんです。ある意味、条例としては、使えるものは準備できたわけです。

それなのに、なぜ進んでないのか。その点について、確認をしていきたいと思います。

それぞれ、どの段階にあるのか、どの段階でどれだけ期間が経過しているのか。そのあたりはどのように把握されていますでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

空き家の処理に時間を要している要因といたしましては、所有者の経済状況などにより解体除去費用の捻出が難しい場合や、所有者の特定を行う際に関係機関などへの調査・照会を行っておりますが、建築物が未登記の場合や所有者が亡くなり相続人を特定するために、何度も戸籍照会を行う必要がありまして、これらの期間で、平均半年以上期間を要している状況でございます。

また、その所有者・相続人が判明いたしましても、相続人同士の調整がとれない、連絡が取れない等の場合には、さらにこれから期間を要しているという状況でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

その調査に時間がかかるのは、ある意味やむを得ない部分があるんです。だからこそ、早く手をつけて、その所有者が判明した場合、関係者が判明した場合には、それぞれにきちんとこのようなことをやってくださいと、あなた方はやる義務がありますというお話をしなくてはなりません。当然ですよ。この空き家の周りにご迷惑かけるもの、物件があったら、当然のことながら、自己責任でやっていただくのが本筋ですよ。であればこそ、この条例をつくって、それが適正に運用していかなくてはならないわけです。今、お話の中で、所有者の経済状況などにより、解体除去費用の捻出が難しかったりとか、調査に時間がかかる、これはよしとしましょう。片一方で所有者ないし相続人等が判明してもそれからの調整で時間がかかっているというのがございました。そこに対してどのように市として、助言、指導、勧告、命令そして公表という段階があるわけですよ。これをきちんと段階を踏んで、進んでいかないと先方もこのままでいいのかと思うんです。思われると思うんです。

では、それぞれの各段階で平成25年度、26年度、この条例、2年間運用してまいりました。それぞれ何件行ったのか、指導を25年度、26年度、何件行ったのか。同じく助言、勧告さらには命令、公表を行ったのか、その点についてお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほど申しましたように、何とか確認がとれまして、老朽危険家屋と認定した空き家の所有者に対しまして、確認がとれて、何とか助言まで行き着きました件数は25年度に15件、平成26年度に6件ございます。その次の段階、指導・勧告・命令までに至ったものは現時点では、まだそこまで至っていない状況でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

1番の問題はここだと思うんです。今の話で考えると、平成25年度中に助言を15件しているわけです。ということは、関係者が判明しているものは最低でも15件あるわけです。この15件に対して、助言で動かなければ、当然のことながら、指導・勧告・命令と進むのがこの条例の組み立てですよ。これはなぜ進んでないんでしょう。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長(石田慎二)

空き家の適正管理というのは、所有者等の責任をもって行うということを、第一義としておりますので、まだ、助言段階で、所有者等との話し合いを行っているという状況でございます。

○議長(鯉川信二)

14番 江口 徹議員。

○14番(江口 徹)

この条例は話し合いをするためにつくった条例じゃないんです。空き家を適正に処理していただくことで、周辺住民の方々に生活環境がきちんと保全されること、そして、通学路かもしれない、そういった関係者の、通行する子どもを含めた方々の安全、それを担保するためです。

また、台風が来て、その老朽危険家屋が壊れて、建材が飛んでいってけがをしないように、また、その場所が子どもたちの非行の場所にならないように、もしくは犯罪の場所とならないようにするための条例です。話し合いをするための条例じゃないんです。だから、そういった助言、指導、勧告、命令そして公表までつくっているんです。これを処理するのが大切だから、補助制度までつくっているんです。その点はどうお考えですか。

○議長(鯉川信二)

総務部長。

○総務部長(石田慎二)

難航している状況でございますが、空き家の所有者等にもさまざまな状況がございまして、空き家の状況で、所有者が判明しても、まだ住んでおられるとか、相続放棄の関係とかございまして、なかなかその次の段階に進めないというような状況でございます。

○議長(鯉川信二)

14番 江口 徹議員。

○14番(江口 徹)

住んでおられるかもしれないという案件については、あとでお聞きいたします。ただ、相続放棄ですね。相続放棄をなされたのであれば、それはもう所有物ではないわけなんで、そうすると、それはまた別なルートで解決に行けるはずですよ。その辺をきちんとやっていただかなくては、困ります。

25年にやったら、最低でも、そこから1年、何もやってないわけです。ではなくて、当然のことながら、行政の仕事は、締め切りを決めてやっていくわけでしょう。例えば、これをやったら次の段階は3カ月以内にやろうと。それでも進まなかったら、2カ月、1カ月、きちんとある程度の期間を区切りながら、先方さんと話をしないと、先方さんも言われて、どうしようかな、処理したいんだけどな、処理しなくちゃいけないかな、けども、お金も厳しいし、もうちょっと考えるか、なわけですよ。

それから、その方々に対して、いや、それじゃ困るんです。これは皆様方に迷惑をかけているんです。だから早急にやってくださいと勧告をし、それでも動かなかったら、やりなさいと命令をする。それでもやらなかったら、この人がやってないんですよと公表という形でその方に考えを直す、変えるのを促す条例なんです。さらには代執行等々もある、補助もあるわけです。

少し、個別のケースについてお聞きいたします。この問題の端緒となったのが、西町そして宮町の案件は、かなり大きな端緒になったと考えております。この案件の処理は、どのような段階で止まっているのか。その点についてお聞かせください。

○議長(鯉川信二)

総務部長。

○総務部長(石田慎二)

まず、1件目の西町の急患センターの入り口の空き家のことだと思いますが、現在、一部使用中ということの情報で、所有者は判明しておりますが、今連絡が取れないという状況でございます。

す。

もうひとつ、西町、下ってきたところの案件だと思いますが、こちらにつきましては、現時点では全相続人18名おられますが、相続を放棄されたところまで確認はできております。ただし、土地の所有者とは別でございまして、そのあたりで土地の所有者と協議を行っている段階でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

1件目のことについてお聞きします。住んでいただけるかもしれないというお話なんです、そこら辺の確認はどのように行っておられるのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

近隣にお住まいの方からの情報で確認しております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

実際に調査を、市として行っているんでしょうか。例えばですね、住んでいるかどうかと大きく調査する第一歩としては水道だったり、電気だったと思うんです。その契約状況については、確認をなされておられますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

光熱水費関係の契約はされてないということでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのような契約はなされてない。片一方で、所有者と連絡がとれないわけですね。周辺住民の方のお話があるにしても、これを住み家と考えるかどうかです。

市の条例の中で、空き家というのは、実際に住んでいないか、利用なされてないか、もしくはそれと同等にあるものという組み立てですね。となると、現状で確認できない以上、これを空き家と認定して、老朽危険家屋として認定することは可能であると思うんです。

まず、何よりも住んでいるかどうかの確認をきちんとやって、これは、今の状況だったら、私は住んでない空き家と認定してかまわないと思います。それは、審議会の意見、審議会がありましたよね、その意見調整をしながら、市内部での法制と担当との確認をしながら、進めていかないと、現実の問題は解決しないんです。あそこでも子どもたちが通っていきます。宮町も、宮町は相続の分がというお話でしたんで、ちょっと話が違うかと思いますが、話は進んでいきません。

ぜひ、こういった問題を解決するために条例をつくったんですから。それを期間を区切ってやるんだと、改めて確認した中でやっていただきたいと思うんですが、期間を区切ってやっていくこと、これは当然のことながら、行政の責務だと思うんですが、その辺、以降、きちんとやっていただくという理解でよろしいでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

先ほどの例であげました西町等の案件につきましても、大変、危険な状況という認識は質問議員と同じように持っております。ただ、老朽危険家屋の所有者等の状況によりまして、さまざまな問題がありますので、なかなか期間を切つてというところまでは現時点ではできておりませんし、全力をあげて、解決に向けては動きますが、期間を切つてということは大変難しいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

基本的に期間を区切ってやるべきなんです。その中でも、行政手続法でも、条例でもそうですね、基本的に標準処理期間というやつがあって、基本的にこのくらいでやるんだと。それでも、あくまでも標準処理期間なんで、特別な事例があったら、それは少し伸びることは可能だよと。でも、ベースとして、ちゃんと、どの程度でというのを決めておかないと、今回みたいに、平成25年度助言をしたものが、26年度何も指導も行わず、お話をされているかもしれません、次の段階に行かず、次の段階に行かないということは、その次にも行けないわけです。命令までたどりつかないわけです。早く処理したいのに。先方さんもどんどん、もしかしたら、亡くなるかもしれない。そうすると、さらに相続人がふえるわけです。時間がかかればかかるほど困難になっていく。だから、スピードを上げてやらなくちゃいけない。そう考えています。

代執行についてお聞きいたします。代執行についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

まず、所有者等による老朽危険家屋の適正な管理を行っていただくよう、努めておるところでございますが、代執行につきましては、どうしても必要となれば、この代執行を行う判断をするというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ぜひ助言、指導、勧告、命令、そういった段階を進んで、きちんと代執行も含めてやっていってください。

それでは、ちょっと制度のことについて考えたいと思います。補助の妥当性についてお尋ねいたします。まず、補助した物件の所有者は、どの程度の資産を持っておられたのか、その点、補助しないと物件の処理ができなかったような方々だったのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

まず、補助の交付に関しましては、市税の滞納がないことを確認はしておりますが、その方がどの程度の資産を持っておられるかは確認はいたしておりません。窓口における対応で、補助金がなくても解体するか否かの確認はしておりますが、相談を受ける中で、ご近所の迷惑にならないように、補助制度がなくても解体するとみずから申された方が2、3人おられました。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

こういった補助制度等を利用して、もしくは利用せずにかもしれませんが、空き家等を解体された。その後、処理した後、そういったところについては、どのようにやっておられますでしょうか。例えば、補助等行政がお金を出すということに、限定してでもいいかもしれませんが、長

崎のように、その土地を寄附させるとか、そういったこと等は考えないのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

飯塚市では、補助金の支給に際しまして、更地になっていることは確認をしておりますが、その後の活用については、今のところ調査をしておりません。質問議員の言われる長崎市の取り組みにつきましては、対象区域、これは市街地に限られておりますが、対象区域を定めまして、所有者から土地と建物、老朽危険空き家のことですが、これを市へ寄附、または無償譲渡され、市が解体、除却して、除却後のその土地の日常の維持管理を地元の方で行っていただくという制度を長崎市のほうではとっておられます。市が解体し、跡地を公共の目的で活用する事業でございますが、地域住民と協力し、必要な活用を行っていくものでございます。本市につきましても、跡地利用につきましては、今後、新しい法律も制定されておりますので、国の指針に基づく計画策定の中で、長崎市など他市の事例等を参考にしながら、関係部署と十分協議をした上で、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

処理が進まない原因の1つとして、経済的な問題があるというお話がございました。空き家解体ローンという金融商品が、最近出ているようでございます。この点については、ご存知でしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

福岡銀行と西日本シティ銀行に質問議員の言われるローンがあるというふうに聞いております。福岡銀行のローンは融資額が10万円から300万円、利率が2.9%でありまして、北九州市におきましては、市の解体補助金の受給者については、この利率を0.3%引き下げて、2.6%にするとのことでございます。西日本シティ銀行のほうは、融資額が10万円から500万円、利率は2.6%でございまして、両行とも、飯塚市での解体の対象になっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

空き家対策の補助金は、予算額750万円、補助率2分の1、上限50万円、所得制限なしなんです。どのような補助金、飯塚市の中ではどのようなものがあるのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

所得制限なしの補助金ということでございますが、補助金の額、補助率等は異なりますが、同様のものとしましては、合併浄化槽の設置補助金、それとマイホーム取得奨励補助金、住宅リフォーム補助金等がございまして。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

他の補助金等と比較するとやはり、その条例の目的等々を考えると、この空き家の補助金については、再考すべきではないかと思っております。また片方では空き家解体ローンができたように、経済的な問題の方々でも一歩前進する仕組みもできてまいりました。やはり、もともと自己責任

でやっていただかなくてはならないことを考えると、条例の適用をきちんとやるのがまず大前提であって、それに対して、どうしてもやはり経済的に困窮してやれないというところに、ローンを紹介しながら、そういったところに補助金を出す。そういった形でやっていくべきだと考えております。その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

所得制限のことについての疑問と受けとっておりますが、所得制限につきましては、条例の策定過程におきましても、関係部署と検討した課題でございます。問題意識は持っておるところでございます。制度スタート時に際しまして、所得制限を設けることで、質問議員が言われるように、老朽危険家屋の解決が進まないのではないかとということで、これを設けていない状況でございます。現時点でも所得制限を今、設けないということで進んでおります。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

ただ、条例を制定した平成24年9月と現状は変わりました。国の法律ができ、金融商品もでき、そして、やはりそれぞれの中で、自己責任でやるべきものだという、そういった部分をどれだけ醸成していくかと思うんです。それを早くやっていかないと。そしてまた、それを促すように、条例の適用をきちんと段階を踏んで、スピードを上げていっていただくこと、それが大切だと思っておりますので、所得制限並びに補助金額、補助率等々も含めて、制度の見直しをやっていただきたいということを申し述べまして、今後の取り組みについてお聞きいたします。

この空き家問題に対するアプローチについては、大きく分けると2つの方向性があります。1つは問題になる空き家の除却、簡単にいうと、ご近所に迷惑をかける恐れのある危険な空き家をどうやって解体していくか。今まで聞いてきたところ。それともう1つは、いかにして問題のある空き家をふやさないか。そのために、まだ活用し得る空き家をどう有効利用していくかという2つの方向性がございます。

その2つ目なんです。条例制定のときも、今、壇上におられます鯉川議長も当時委員で、空き家を減らすという観点から、よその自治体では、空き家条例の中に空き家バンク制度というものを取り入れ、需要側と供給側の橋渡しをして、空き家を有効活用し、老朽危険家屋になるのを防ぐような取り組みがなされている自治体もあります。そのようなことは検討されたことがありますでしょうかというご質問をされています。残念ながら、そのときのお答えは条例の策定過程に置かしましては、空き家バンク制度に関しましては検討しておりませんという残念な答弁でした。ただ、先の市長選において、齊藤市長は空き家バンク制度の導入というのをお話されました。それから、また時間も経ちました。3選目を果たされて1年半が経とうとしております。この空き家バンク制度についての市の考え、あわせて今後のスケジュール等をお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

企画調整部長。

○企画調整部長（森口幹男）

条例の中では、現在、うたっていないという状況でございます。まず第一に、有効に利活用できる空き家自体をまだ把握いたしておりませんので、まず、それを今後、把握する必要があると思っております。その状況を受けた中で、空き家という既存のストックそのものを活用した中で、別の方向で定住促進を図るとするのは1つの施策でございますので、状況を見ながら、先日も答弁させていただきましたけれども、有効な活用方法でございますので、今後そういう方向で検討させていただきたいと。条例化という話になりますと、これを今の既存の条例に上乘せするとかいうこともございますけれども、条例じゃなくても、別の方法もございましょうから、そういったこと

に行きつけば、制度設計として進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

問題はスピードなんです。市長がやりたいというお話をなされて1年半なんです。スピードをあげなきゃ。ぜひ、きちんとやっていただきたい。そのことをお願いして、次の質問に移ります。

プレミアム商品券についてでございます。プレミアム商品券の概略について、まず紹介をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

プレミアム商品券発行事業につきましては、平成21年度に国の経済対策臨時交付金が交付された際に始まったものでございまして、商品券購入額にプレミアム分を上乗せし、市内限定で利用できる商品券を発行するものでございます。これにつきましては、市内での消費の拡大と購買を促進し、地域経済の活性化を図る目的で実施されたものでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、販売状況についてお聞きいたします。各年の販売状況はどのようになっておられますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

販売状況でございますが、すべての年度におきまして、プレミアム商品券は完売しておりました。販売額についてお答えさせていただきますが、平成21年度から25年度は2億円、26年度は消費税増税分を対象といたしまして、1億円を追加して3億円でございます。27年度については、地方消費喚起等を目的といたしまして地方住民生活等緊急支援のため交付金を活用いたしまして、3億円を追加しまして5億円を発行し、すべて完売しているところでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

販売方法について、詳細に説明をお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

購入の対象者につきましては、18歳以上といたしておりました。平成21年度から23年度までは市内の住居者のみとしておりましたが、平成24年以降につきましては、飯塚市外の方にも販売しております。

また、販売場所につきましては、飯塚商工会議所、飯塚市商工会の穂波本所、庄内支所、筑穂支所及び穎田支所でございます。本年は7月1日水曜日から、販売開始は午前9時から午後4時までとしておりました。購入希望者による申込書により、販売いたしております。なお、土曜日曜祝日につきましては、飯塚市商店街連合会事務局でも販売しておりました。

冊数につきましては、平成21年度から25年度までは1人当たり5冊、平成26年度及び27年度につきましては、1人当たり10冊まで購入可能といたしております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

24年度から飯塚市外在住の方にも販売をしているとのことですが、その経緯等をお示ください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

24年度から飯塚市外の在住の方にも販売を始めました経緯につきましては、飯塚市外在住で、市内にお勤めの方々から多くの要望があったこと、また、このプレミアム商品券は市内限定で利用できるものであることから、本市での消費拡大につながるものと判断したものでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、市内居住者、市外居住者、その割合を調査している分がございましたらお示ください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

平成27年度でございますが、購入者の市内市外の居住者の割合でございます。市内居住者が約90%、市外居住者が約10%となっております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

この商品券を使って買える商品、店舗はどのようになっていますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

この商品券は飯塚市内で小売業、サービス業、飲食業等を営む取り扱い店舗登録を行った事業所でございます。なお、このプレミアム商品券事業につきましては、目的でございます消費の拡大と購買の促進に適さない不動産業、商品券などチケット販売業、医療機関、パチンコ店、風俗営業店、たばこなどの商品や業種は対象といたしておりません。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それではこの制度、21年度からずっとやっているわけですが、目的とした消費喚起は達成できたのか、地域経済活性化につながったのか、何らかの調査を行ったりして、具体的な数字をつかんでおられましたら、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

消費喚起及び地域経済の活性化につながったかどうかの具体的な調査等は行っておりませんが、プレミアム商品券のこれまでの換金率はほぼ100%でございます。飯塚市内外のプレミアム商品券を購入された方が平成27年度につきましては、プレミアム率を含む額面6億円分が使用期限でございます本年12月31日までに消費されることとなりますことから、個人消費が押し上げられ、新たな需要が喚起されるなど、市内での一定の経済波及効果があるものと考えてます。

また、民間の調査会社でございますが、みずほ総合研究所が6月24日に発表した効果額によりますと、全国で約640億円、予算額の大体3分の1から4分の1が効果があると計算しておりますので、本市に当てはめますと1億円の上乗せでございますので、2500万円から3千万円の効果があるものと考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

その効果が3分の1から4分の1、このレポートですね、このレポートをそのまま信じるのか、また確かに、これよりももっとも膨らませている自治体の試算等もございますが、しっかりと考えていかなければならないと思っています。また後ほど、お話をさせていただきたいと思っております。

では、問題点の把握についてお聞きいたします。販売方法についてですけれども、今回のプレミアム商品券の販売にあたり、ほかの地域ではどのような工夫がなされていますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

近隣の例で申し上げます。田川市におきましては、7月4日の土曜日から、販売を開始、直方市におきましては、7月5日の日曜日から、いずれの市も平日ではなく、土曜日または日曜日に販売を開始しております。また、福岡市におきましては、福岡市内の居住者を対象にホームページまたはチラシについているはがきによる事前申し込みにより、抽選販売をしたと聞いておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのように工夫された往復はがき等々、はがきによる申し込みという部分も結構あるんです。この制度に関しての国の資料の中にも必要に応じてそのような工夫をなさいと書いてあるんです。するべきと書いてあるんです。では、飯塚はどうだったのか。先ほどの制度設計の決定にはだれが参加してどのような協議がなされたのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

販売方法の決定方法でございますが、交付金がつくということが決定しました4月初めに商工会議所、商工会及び本市の商工観光課の職員により、販売方法について協議を行い、決定した次第でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

残念ながらそのときには混乱を防ぐような手立てはなかったわけです。その後、先行する自治体の事例が報道により明らかになります。殺到したという事例が出てくるわけですけれども、そのような先行する自治体の混乱を見ながら、内部ではどのような協議がなされたのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

先ほど、質問議員から国からの通達等のお話もありましたが、県のほうから6月23日付で、そのような転売防止等々についての達しが来ているところでございますが、当然、報道等による

混乱具合も担当部署及び商工会議所、商工会も承知のうえでございまして、いろいろと検討は当然重ねております。その中で、発行に至るまでにすでにチラシ、ポスター、市報、ホームページ等で概要について告知しておりますので、販売方法を変更したほうがよいかどうかの検討もしましたが、そうすることにより混乱すると判断いたしまして、当初の計画どおり販売した次第でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

今、部長は、知事から6月23日に転売防止等々に関して文書が来たんだというお話がございました。ただ、国が示した資料ですね、販売に対して必要に応じて工夫をすること、これは1月9日の資料なんです。現実として、結果として、そういった協議をしたんだけど、そのまま行うこととなった。結果として2日で完売というお話でした。しかし、2日で完売といっても、実質はもう1日と言っていいものだったかと思います。実際どのような状況であったのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

飯塚商工会議所、飯塚市商工会の穂波本所及び各支所、いずれの場所におきましても、販売開始9時の時点で多くの方が並んでおりました。商工会議所では、初日の16時までの間では、すべての整理券配布者に売りきることができず、翌日の販売優先整理券を配付するような状況でございました。また、商工会本所及び各支所では初日に完売いたしております。いずれの販売所におきましても、買えずに帰られた方が多かったというふうに聞いております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

私がお聞きした中ではかなり早い時点であったと聞いています。商工会議所で、もう買えないので翌日来てくださいとお話した中でも、それも結構早い時点です。

このように殺到している状況の中で販売を中止する、9時の時点でそうやって並んでいた、この時点でどうしようと考えてもいいと思うんです。そういったことを協議しなかったのか、もしくは商工会や商工会議所からどうしますかと言う電話一本なかったのでしょうか。また、市のほうからどんな状況ですというそういった打合せ等々はなかったんですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

販売を中止にするという協議は行っておりませんが、販売当日、各販売所のほうから、すでに200人、300人が並んでいますとかいうような情報は届いておりました。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでも、販売を終わって、このような状況になったわけですが、このように殺到した要因はどのように分析をされておられますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

本年度につきましては、上乗せ率、プレミアム率が、昨年までの10%から20%になったこ

とが大きな要因と考えております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

また、販売方法も1つあるんだと思っています。このプレミアム商品券については、殺到したというだけではなくて、他の自治体では不祥事が相次いで報道されています。飯塚ではそのようなことはなかったのか、確認させてください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

本市におきましては、そのような不祥事はありませんでした。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、各年度の平均購入冊数と最大購入冊数はそれぞれ何冊で幾ら分であったのか、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

各年度での平均購入冊数、最大購入冊数、及び金額等は把握はいたしておりません。しかし、販売を行った商工会議所、商工会への聞き取りの結果では、一人当たり平均購入冊数は20から30冊、購入金額は1冊1万円でございますので、20万円から30万円。最大購入冊数は、商工会議所におきましては60冊、商工会におきましては50冊、購入金額におきましては、それぞれ60万円、50万円というふうに聞いております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

それでは、今まで購入者をお確かめたことはございますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

申込者が本人であるか否かの確認は行っておりません。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

このプレミアム商品券、代理購入は可能ですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

同一住所、同居人分のみ代理購入を認めております。その確認につきましては、申込書の住所、氏名及び口頭確認により行っております。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

私が聞いた範囲で、代理購入をしたという事例がございました。考えてみると、そのような制

度設計なっているわけですよ。商品購入申込書、氏名、生年月日、住所、電話番号、何冊買うか、これを書くだけなんです。本人確認書類も何もなしです。はがきの申し込みで、こちらのほうからはがきを郵送したら、住所の確認等ができますけれど、そういったこともないわけです。また、ポスター等々、チラシ等を見ても、代理購入に関する記述は全くないんです。代理購入したらいいませんよとかないんです。そのような中で、窓口へお客様が来られた。申込書、ご自分の分、もしかしたら、子どもの家庭の分を出された。そのときに代理購入はだめだといっても、いや、書いてなかったじゃない、買わせてよとなったときに、果たして本当に売っておられないのかどうか。その辺については、現実の話からすると、どうかなと思っています。

重複購入もだめですよ。10冊、5冊という制限があったんですけど。だけどこれ、名寄せして確認したことがございますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

名寄せによる確認はいたしておりません。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員にお知らせいたします。発言時間が2分を切っておりますので、よろしくお願いしておきます。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

買った方がどのような方か、分析をしたことがございますか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

昨年まで、平成26年までは、そういうような調査分析をいたしておりませんが、本年度につきましては、プレミアム商品券購入者全員にアンケート用紙を配布いたしております。購入者の年齢、職業、購入品目や購入金額等のアンケート調査のご協力をお願いしております。現在、アンケート用紙の回収中でございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

そのアンケートを見させていただきましたが、それに属性が書いてあって、本当に実際に購入したものが書いてあってというわけじゃないんですよ。実際の購入したものとは、全く関係ないんです。ある意味、これでどのぐらいプラスで、お金を使いますかという、本当にアバウトなアンケートなんです。それでは、効果測定はできないと考えています。

この制度、まず買いたい意思があるのにもかかわらず、買えない方が多く出たことについて公平性の面で大きな問題があると考えています。これが、1点。また、次に購入冊数がふればふえるほど、当座の余裕資金がないと買えないんです。時間のあるなし、並べるかどうか、それに加えて、お金のあふなしが大きくかわるんです。この点でも不公平だと思えますが、どうですか。それとも、この制度自体は、消費喚起のためだからその点にはこだわらずによいと考えているのかどうか聞かせてください。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

ご質問の1点目でございますが、買えない人が多くて不公平ではないかということですが、昨年までの商品券の完売期間でございますが、最短でも17日間だったものが、本年度につきましては、先ほど答弁しましたように2日。そして、冊数につきましても、本年度については、通常

の2. 5倍の5万冊を用意しておりました。このことについては、さきの経済建設委員会でも謝罪させていただきましたが、事前の情報収集や販売方法やその点のところが、反省すべき点だとしておるところでございます。今後につきましては、販売日の曜日、土曜とか日曜日にするとか、そのようなことを検討しながら、また、購入額の限度額も見直すことによって、販売方法を検討し、できる限り皆様に行き渡るような形をとりたいと考えておるところでございます。

また、今後の商品券は消費喚起のみならず、地域のコミュニティづくり等にも寄与していくものと考えているところでございます。

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員にお知らせいたします。間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

消費喚起、地域経済活性化が目的のプレミアム商品券ですけれど、地元の商店街、工務店などで使われずに、多くが、郊外にある大型店で使われているのではないかと、もしくは全国チェーンのお店で使われているのではないかとというふうな懸念がございます。これでは、地域経済活性化の効果は乏しいものになるんです。

また、例えば、地域の店で買ったとしても、市が指定するごみ袋、そういった毎日毎日使うもの、プレミアム商品券がなくても、当然のことながら、買うものを買っていたのでは、これでは経済活性化にならないんです。その点について、どのように考えるか、ぜひ、しっかり考えていただきたいと思います。その点についてはご答弁ください。

また、あわせてこのような制度について継続するかどうか。私は、もうこの制度については、きちんと見直しをすべき時期が来ていると思っています。漫然と対象を限定せずに出すのではなくて、プレミアム商品券を出すにしてみても、やり方によっては、地域経済に対してプラスができることがあります。例えば、先日一般質問でもあったようながん検診等の医療行為、これについても、例えば、通常の診察には使えないんだけど、そういった健診については、これを使っていえばよとなったら、ある意味、その政策誘導効果が出るわけです。また、リフォーム補助金等々、期を区切って、例えば、この時期に関しては商品券をこれだけ発行するんだけど、対象はこういったものです、――

○議長（鯉川信二）

14番 江口 徹議員をお願いいたします。発言時間がかなり過ぎておりますので、ご了承願います。

○14番（江口 徹）

そういった分も含めてしっかり検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えですか。

○議長（鯉川信二）

経済部長。

○経済部長（伊藤博仁）

まず1点目の大型店や全国チェーン店の件でございますが、確かに平成23年度の分では50%程度でございましたのが、昨年は大型店が63.07%となっております。そのうち、全国チェーンでございますが、18%ぐらいが全国チェーンということになっておりまして、その辺のところは、昨年来からの課題でもございまして、今後、大型店舗で利用できる割合、発行割合を検討したいと考えておるところでございます。ただ、大型店舗、例えば、例にとってあげますと、イオン関係でも、地元の野菜とかお酒とか、いろんなものを売っていますので、全く大型店舗で、購入したからといって、地元には効果がないとは思っていないところでございます。

また、継続するかということでございますが、これは、消費を逃がさないという方法も1点ございますので、近隣他市が実施しているときに、飯塚市だけ実施しないと、他市に購入、購買が流れるということもございまして、今後、慎重に検討して決定していきたいと思っております。

○議長（鯉川信二）

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

「議案第113号」から「議案第115号」までの3件を一括議題といたします。

本案3件については、いずれも質疑通告がございませんので、質疑を終結いたします。

議題中、「議案第113号」は、総務委員会に、「議案第114号」は、市民文教委員会に、「議案第115号」は、総務委員会に、それぞれ付託いたします。

「議案第116号」を議題といたします。

8番 宮嶋つや子議員の質疑を許します。8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

飯塚市手数料条例の一部を改正する条例についてです。これは個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーカードの交付のことだと思うのですが、この通知カード交付、これを交付する対象者はどのような人でしょうか。

○議長（鯉川信二）

市民課長。

○市民課長（田中美奈子）

市民カードは、住民の方々にマイナンバーを通知するもので住民票を有する全ての住民に対し送付されます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

外国人とかそういう方も含むということですかね。

○議長（鯉川信二）

市民課長。

○市民課長（田中美奈子）

外国人も含まれます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

この通知カード、いつごろ、どのようにして送付されるのかお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民課長。

○市民課長（田中美奈子）

平成27年10月以降、世帯ごとに簡易書留によって郵送されます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

この通知カードは受け取りを拒否することはできるのですか。

○議長（鯉川信二）

市民課長。

○市民課長（田中美奈子）

マイナンバーの利用については、平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続で必要となります。通知カードを受け取らなかったからといって、ご自身のマイナンバーの附番が無くなることはございませんので、通知カードはお受け取りのうえ、ご確認いただくようお願いいたします。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

郵送ということですが、なかなか住所を特定するのが難しく、いろんな郵便物が届かないというようなこともあると思うのですが、そういう場合はどのようになるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市民課長。

○市民課長（田中美奈子）

郵送できなかった通知カードは市に返戻されます。管理簿を作成して、一定期間保管し、この間、ご本人からの連絡等があれば、市民課で住民票の住所を確認し、再度送信いたします。国から示された取り扱い手順によりますと、一定期間保管した後は裁断等、物理的な廃棄処分にする事となっています。廃棄処分後は再交付申請をしていただくこととなります。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

再交付ということですが、ご本人が無くしたときとか、そういうときに再交付されるのだと思いますが、そのように当初から届かなかった場合も、こういう場合の再交付にもこの手数料がやっぱりかかってくるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市民課長。

○市民課長（田中美奈子）

通知カードは簡易書留でお届けをいたしますので、市に返戻されない部分についてはご本人が受け取られたということになります。返戻された分については、こちらで確認をいたしますので、そのときに、無料でお渡しができます。

○議長（鯉川信二）

8番 宮嶋つや子議員。

○8番（宮嶋つや子）

手順としてはそういうふうになるのでしょうか、本人の意思に関わりなく、届かなかったということもあるのではないかなと思うのですが。

○議長（鯉川信二）

市民課長。

○市民課長（田中美奈子）

住民票の住所地にお住まいでない方については、当然、簡易書留、転送不要ですので、届かないことになると思います。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、市民文教委員会に付託いたします。

「議案第117号」から「議案第122号」までの6件を一括議題といたします。

本案6件については、いずれも質疑通告がっておりませんので、質疑を終結いたします。

「議案第117号」及び「議案第118号」、以上2件は、いずれも総務委員会に、「議案第119号」は、厚生委員会に、「議案第120号」及び「議案第121号」、以上2件は、いずれも総務委員会に、「議案第122号」は、経済建設委員会に、それぞれ付託いたします。

「議案第123号」を議題といたします。

7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

「議案123号 指定管理者の指定（サンビレッジ茜）」についてです。第1は、合併後、指定管理者制度になったわけですが、この間の実績と評価、どのように判断されているかお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

商工観光課長。

○商工観光課長（石松美久）

3年間の実績と評価ということでございます。指定管理者制度導入前の5年間の年平均と比較いたしまして、導入後の比較をさせていただきたいと思っております。入場者数の推移につきましては、1回目の指定管理者の年平均と比較しますと、約31%減っております。2回目、平成23年度からの比較をしますと、約45%の減となっております。入場者数については減少傾向に歯止めがかかっていないというのが現状でございます。利用料収入につきましても、入場者数の減によりまして、1回目の指定管理者の年平均と比較しますと約25%の減、2回目の平成26年度までの比較では約44%の減となっておりますが、平成25年度以降につきましては、微増ではございますが、増加傾向にございまして、ジュニアスキー教室等の充実などを図りまして、営業努力により持ち直しの傾向が表われているところでございます。

当施設の運営に係る市の実質負担額につきましては、2回目の平成26年度までの比較では、施設の老朽化による維持修繕費の増加や電気代の値上がりによりまして約4%ほど増加となっておりますが、管理運営費総額につきましては約27%削減しておりまして、経費節減などの経営努力をしつつ、安全性の確保を図りながら、地元の住民や関係団体と連携しながら、自然環境を活かした施設の有効利活用に向けた各種取り組みをしていただいておりますので、当施設での指定管理者として、一定の実績があるものと認識しております。

評価につきましては、平成21年に作成されました、指定管理者制度を導入施設の評価に関する指針に基づきまして、毎年度指定管理者から提出されます業務の実施状況の記録、アンケートの記録、及び自己評価をもとに、所管課において管理運営の調査、事業報告書の検査等を経て評価を行い、必要に応じて改善指示等を行っているところでございます。また、平成24年には飯塚市指定管理者評価委員会におきまして、当該施設の指定管理者に対する評価がなされております。その結果、総合評価におきましては「優良」との答申を得ているところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、このサンビレッジ茜は利用人数が一頃よりずいぶん減少して、今は横ばいということだったと思うのですが、私はもともと広域でこの施設については活用するように、福岡県のほうで責任を持つべき施設だったというふうに思っています。それから言うと、市内近郊のところでの利用を目的に沿って促すと同時に、条例にもありますけれども、福岡県、その他との協同、これを特に力を入れる必要があるのではないかなと思っています。その点で言いますと、経費削減しながら、指定管理者にがんばれというだけでは当然ながら不足があつて、市自身が福岡県とその他の団体とよく話し合つてですね、利活用を広げる、協同事業を進めると言うことが大事だと思っています。それにしてもその中核になるのが、この指定管理者ということになると思っています。それでこの指定管理者の今回の選考の経過について、どうなつておつたのかお尋ねしま

す。

○議長（鯉川信二）

商工観光課長。

○商工観光課長（石松美久）

今回の指定管理者の候補者選定につきましては、本年4月1日から募集要綱及び仕様書の配布を行いまして、5月11日に現地説明会を開催しました。5月28日及び29日に応募受け付けを行っております。その後、飯塚市指定管理者選定委員会を6月12日、7月10日及び17日と計3回開催しまして、3回目の選定委員会におきましては、応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、各委員の採点に基づきまして、8月5日に指定管理者候補者の選定について答申をいただいているところでございます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

最後にしますけれども、指定管理者となるこの団体については市のサンビレッジ茜寄附行為に基づいて、考えてみると、もともとこのサンビレッジ茜は変な言い方ですけども、サンビレッジ茜を運営するために作られて存在しているわけですから、それが指定管理者になるというのも本当は妙な話だという気もするんですけども、それにしてもそのように作っている団体ですから、これが従事することが重要だと思うのだけれども、現在どのような団体の概要になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（鯉川信二）

商工観光課長。

○商工観光課長（石松美久）

質問議員が言われますとおり、「一般財団法人 サンビレッジ茜」につきましては、旧筑穂町におきまして平成2年8月にサンビレッジ茜が開設されるに伴いまして、設立された団体でございます。その管理運営の効率化を図るという事で、この財団法人に委託をして、開設当初から現在まで運営を行っている団体でございます。平成18年度からは、この指定管理者の指定を受けて、今日に至っている状況でございます。団体概要ということでございますが、先ほど申しましたように、平成2年4月に法人として設立をしております。当初は財団法人でございました。平成26年の4月に法人改革に伴いまして、今の一般財団法人ということになっております。役員の方々が、今、一般財団法人として理事長が1名、専務理事が1名、理事が2名、評議員会が会長を含め4名、監事が2名ということで運営をされております。また、事務局長、これは専務理事が兼ねておりますが、事務局長を含め11名の職員、それと臨時職員3名、の14名で運営を行っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、経済建設委員会に付託いたします。

執行部から発言の訂正の申し出がっておりますので、発言を許します。市民課長。

○市民課長（田中美奈子）

失礼いたしました。先ほどの議案116号の質疑に対する答弁について、通知カードと言うところを、市民カードと発言をいたしましたので、お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（鯉川信二）

ただいまの発言訂正につきましては、ご了承願います。

「議案第124号」を議題といたします。

24番 道祖 満議員の質疑を許します。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

飯塚市リサイクルプラザ工房棟ですけれど、この施設はいつから指定管理を行っているのか確認させていただきたいと思います。それとこれまでどこが指定管理を行っていたのか、過去の指定管理料はどのようになっているのか、またその金額は市が直営で行った場合と、どのような差異があるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

お尋ねのリサイクルプラザ工房の愛称エコ工房でございますが、これにつきましては、平成18年度から指定管理者制度を導入し、今回で3回目の指定管理者の候補選定となっております。それから、指定管理、これまでにどこが行っていたかということでございますが、これまでは、平成18年度から平成22年度までの5年間で、NPO法人こすみんず、平成23年度から平成27年度末までですけれども、株式会社トキワビル商会となっております。

次に、過去の指定管理料ということでございますけれども、これにつきましては、平成18年度から22年度までの5年間税込みで年額809万9700円となっております。平成23年度から今年度末までの5年間ににつきましては、当初税込みで年額756万円ございましたけれども、平成26年度に消費税が5%から8%へ引き上げられましたことから、平成26年度からの年額が776万円となっております。

次に、この金額が市が直営で行った場合との差ということにつきましては、約1割の削減となっているものと試算をいたしております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

審査要望ですけれど、委員会の中で、今回、これまた改めて指定管理者の指定として運営を今後も行っていくという議案であります。その点のところ、市にとって必要な施設であるということだろうと思いますので、その点を特に確認させていただきたいと思います。審査要望しておきます。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員の質疑を許します。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

リサイクルプラザ工房は、もともと3つの目的を持って設置されていると思います。1つは、環境保全に関する情報。2つは、リサイクル意識の高揚。3つ目は、学習体験の場としてということなのですが、平成18年度の条例制定により、指定管理者制度になったと思いますが、この間の実績、評価をどのように判断しているか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

リサイクルプラザ工房棟（エコ工房）の過去の指定管理者制度の導入による実績ということでございますけれども、この実績といたしまして、まず、当該施設の利用者をふやすということ、それから環境保全に関する情報発信提供、また体験学習の場としての活用という面で申しますと、民間活力の導入によりまして、カブトムシ相撲の多種イベントや市民等のニーズに応じた各講座の開催、それから学校や公民館への出前講座など、積極的な活動によりまして、内容等の充実が図られているということでございます。施設利用者は、徐々にではございますが、毎年増加傾向にあります。それに伴いまして、各種講座、体験教室イベントの開催数もふえまして、以前に比べ2倍以上開催されているというような状況でございます。

次に、コスト面のほうから申しますと、平成17年度、市が直営で運営、管理を行っていたときと現時点との管理料を比較しますと、先ほどの質問議員のときにもお答えしましたが、

約1割の削減効果があっているというふうに試算をいたしております。

次に、指定管理者の評価ということでございますけれども、平成21年に作成いたしました指定管理者制度導入施設の評価に関する指針に基づきまして、毎年度、指定管理者から提出をされます業務の実施状況の記録、アンケートの記録及び自己評価をもとに、所管課のほうにおきまして、管理運営の調査、事業報告書の検査等を経まして、評価を行い、必要に応じて改善指示等を行っております。

また、平成26年には飯塚市指定管理者評価委員会におきまして、当該施設の指定管理者に対する評価がなされまして、その結果、優れていると認められるとのことで、「優良」の評価を受けております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私はこの施設については、先ほど申し上げました設置目的があるわけで、実は、この目的に基づく事業というのは、本来は利潤追求が仕事の株式会社が担い取るべき仕事ではなくて、公、特に自治体そのものが運営をし、そして経験も蓄積していくと。ここで蓄積したものを市全体に、市の行政あるいは自治会などとの協働によってですね、市民全体のものに還元していくという仕事もあるだろうと思うのですね。その点から言うと、前回からの指定管理者というのはどうであったかというところが、その角度からですね、実績評価が問われるのではないかというふうに思っております。その問題意識から、今回の選考がどのように行われたかですね、経過をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

今回の選考の経緯ということでございますが、指定管理者の候補者選定につきましては、本年4月1日から募集要項、仕様書の配布を行いまして、4月22日に現地説明会を開催いたしまして、5月28日、29日に応募受け付けを行いました。6月10日に、第1回の飯塚市指定管理者選定委員会を開催し、その後、7月8日、22日と、計3回の選定委員会を開催いたしました。3回目の選定委員会におきましては、応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答が行われまして、各委員の採点に基づきまして、8月5日に指定管理者選定の答申がなされております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

評価点が、2400点中の1598点ということなんですけれども、この指定管理者となる団体というか、株式会社トキワビル商会なのですが、どういう仕事をしているのか概要をお尋ねします。

○議長（鯉川信二）

環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

指定管理者の候補者であります、株式会社トキワビル商会でございますが、業種は総合ビルメンテナンス業ということで、ビル清掃だとか管理等を行っている会社ということになっております。

○議長（鯉川信二）

7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

仕事はわかりました。事業規模とか、具体的にどういう仕事を、メンテナンスはメンテナンス

でいいのですが、どこでどういう仕事をしているかわかるでしょう。そういうのも含めて概要全体をお願いします。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時37分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。環境整備課長。

○環境整備課長（大久保秀信）

失礼いたします。このトキワビル商会ですけれども、資本金が5100万円という事で、飯塚市の花瀬のほうにございますけれども、業務内容ですけれども、建物空調、電気設備、貯水槽の掃除だとか、給水・排水設備の維持管理・清掃等を主な業務ということでやられている会社ということでございます。それから他にですね、指定管理を受けてあるというところにつきましては、本市におきましては、飯塚市穂波福祉総合センターの指定管理ということになっております。市外におきましては、嘉麻市のふるさと交流館なつきの湯等5施設、それから他に大牟田市におきましては、エコサンクセンターというところの指定管理も受けられているというところがございます。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、市民文教委員会に付託いたします。

「議案第125号」を議題といたします。24番 道祖 満議員の質疑を許します。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

この施設は、いつから指定管理を行っているのか、また、これまで指定管理者の指定を受けていたのはどこなのかということをお尋ねしたいと思います。それとともに、過去の指定管理料はどのようになっているのか。また、その金額は市が直営で行った場合と差はどれくらいあるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

健康・スポーツ課長。

○健康・スポーツ課長（實藤和也）

今回提案いたしております、議案での指定管理者の指定をしようとしておりますのが、健康の森公園市民プール、健康の森公園多目的施設及び健康の森公園の多目的広場の3施設が対象となっております。お尋ねの指定管理の始期及び受託者でございますが、健康の森公園市民プールにつきましては、平成18年4月から健康の森多目的施設につきましては、平成23年4月から、いずれも有限会社飯塚スイミングスクールが指定を受け管理を行っております。なお、健康の森公園多目的広場につきましては、平成22年4月から本年度27年度末まで、現在、体育施設14施設を一括指定管理の指定を受けております飯塚市体育協会が管理をしております。

また、過去の指定管理料と直営で行った場合との差でございますが、これまで2度の指定管理の指定を行っておりますが、平成18年度からは、健康の森公園市民プール1施設だけでございました。平成18年度の指定管理料が5100万円でございますが、直営との差額はいわゆる財政効果額は90万1千円と試算をされておりました。

次に、平成23年度から2度目の指定管理の指定を行いましたときには、それまでの健康の森公園市民プールに合わせまして、健康の森公園の多目的施設の指定を一緒にいたしましたため、

平成23年度からの指定管理料は5550万円となっております。なお、効果額につきましては、指定管理者によって管理を始めまして、すでに10年になることから、正確な直営による管理費の算定ができないため推計値による試算を行いましたところ、その結果、約10%程度の経費削減効果があったのではと見込まれます。また、今回ご提案をしております指定管理者の提案額につきましても、これまでの2施設に合わせまして、健康の森公園の多目的広場が加わりまして3施設となりましたが、その効果額につきましても、先ほど同様、推計値で比較しましたところ、約10%程度の経費削減効果が見込まれるものというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

委員会のほうで審査要望をいたしますけど、委員会のほうでこの施設についても指定管理者制度を入れて、今回も指定管理者を指定して運営を行うようになるわけですが、市にとって必要な施設だと思います。また市民にとって必要な施設だと思いますので、指定管理者制度を導入して運営を維持していこうとしているのだらうと思いますけれど、その目的等についてですね、確認をやっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、厚生委員会に付託いたします。

「議案第126号」を議題といたします。

24番 道祖 満議員の質疑を許します。24番 道祖 満議員。

○24番（道祖 満）

この施設については、これまで直営でやっていた訳ですけど、今回、指定管理者を指定して指定管理を行っていくわけでありまして、どのような考えのもとで指定管理を行っていくのか、また、指定管理で行っていくとした場合、直営で行った場合との運営管理費といえますか、総額が直営と指定管理者でどのように差があるのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

社会・障がい者福祉課長。

○社会・障がい者福祉課長（森部 良）

平成20年3月に策定の飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針におきまして、市内の保健福祉総合施設は、保健福祉の増進を図る拠点施設として、今後も事業展開を行いながら、指定管理者制度未導入の施設については、利用料金制を含めた当該制度導入の必要性が示されたところでございます。

市内には、同等の性格、目的を有する施設として「穂波福祉総合センター」がありますが、これらの保健福祉総合施設には、合併当時、使用料金や減免に関する規定等に整理すべき課題がございました。

その後、合併の未調整事項としての課題解消に取り組むこととして、飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例の一部を改正いたしまして、本年4月から当該施設使用料の平準化を図りながら、さらに、質の高い市民サービスの提供や経費削減の効果が期待されることから、指定管理を行おうとするものでございます。

次に、質問議員の2点目のご質問にお答えいたします。金額が市が直営で行った場合とどのような差があるかというふうなことでございますが、現在、当該施設の管理におきまして、主に、人件費などに経費削減の効果があるとみておりまして、また、社会・障がい者福祉課で事務を所掌しております担当職員の人件費削減効果というふうに考慮いたしまして、施設管理経費の平成23年度から25年度までの3カ年平均支出年額、これが約4190万円でございます。その1割を超える相当額として約445万円の財政効果が生じるものと試算をいたしているところでございます。

○議長（鯉川信二）

質疑を終結いたします。本案は、厚生委員会に付託いたします。

「議案第127号」を議題といたします。本案については、質疑通告があつていませんので、質疑を終結いたします。本案は、経済建設委員会に、付託いたします。

「認定第1号」から「認定第13号」までの13件を、一括議題といたします。

本案13件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案13件は、特別委員会を設置しこれに付託いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の名称は、「平成26年度決算特別委員会」とし、委員定数は「11名」といたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、3番 瀬戸 光議員、6番 奥山亮一議員、8番 宮嶋つや子議員、9番 兼本芳雄議員、10番 永末雄大議員、11番 守光博正議員、15番 福永隆一議員、16番 吉田健一議員、17番 秀村長利議員、24番 道祖 満議員、27番 森山元昭議員以上11名を指名いたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました11名の方々を平成26年度決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。暫時休憩いたしますので、その間、正副委員長の間選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 1時48分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

正副委員長が決定いたしましたので、発表いたします。委員長 27番 森山元昭議員、副委員長 3番 瀬戸 光議員であります。

お諮りいたします。平成26年度決算特別委員会に付託いたしました「認定第1号」から「認定第13号」までの13件については、閉会中の継続審査とし、付託期間は、次期定例会までといたしたいと思ひます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よつて、そのように決定いたしました。

「認定第14号」から「認定第17号」までの4件を一括議題といたします。

本案4件については、いずれも質疑通告があつておりませんので、質疑を終結いたします。議題中、「認定第14号」から「認定第16号」までの3件は、いずれも経済建設委員会に、「認定第17号」は、厚生委員会に、それぞれ付託いたします。

「議案第132号 平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（田中秀哲）

ただいま上程されました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。「議案第132号平成27年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」につきましては、表紙に追加提案と記載しております、別冊の補正予算書によりご説明いたします。

1ページをお願いいたします。第1条で、規定の予算総額に1億6881万6千円を追加して、予算の総額を690億8988万円にしようとするものでございます。今回の補正は、去る8月25日の台風による災害のため、その災害復旧に要する経費を補正するものでございます。第2条地方債の補正は、3ページの第2表に記載しておりますように、農業施設災害復旧費以下4件につきまして、限度額を追加するものでございます。内容の説明は省略させていただきます。

以上、簡単ですが、提案理由の説明を終わります。

○議長（鯉川信二）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本案は、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。明9月12日から9月17日までの6日間は、休会といたしたいと思いません。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明9月12日から9月17日までの6日間は、休会と決定いたしました。なお、この間、ご苦勞とは存じますが、各委員会の開催をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時02分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 27名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	19番	藤浦誠一
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	城丸秀高
8番	宮嶋つや子	23番	古本俊克
9番	兼本芳雄	24番	道祖満
10番	永末雄大	25番	平山悟
11番	守光博正	26番	坂平末雄
12番	田中裕二	27番	森山元昭
13番	佐藤清和	28番	梶原健一
14番	江口徹		

(欠席議員 1名)

18番 明石哲也

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	田代文男		
次長	許斐博史	議事係長	斎藤浩
調査担当主査	林利恵	書記	淵上憲隆
書記	岩熊一昌	書記	宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長	齊藤守史	市民環境部次長	吉原文明
副市長	田中秀哲	都市建設部次長	鬼丸力雄
教育長	片峯誠	会計管理者	森田雪
企画調整部長	森口幹男	商工観光課長	石松美久
総務部長	石田愼二	市民課長	田中美奈子
財務部長	高木宏之	環境整備課長	大久保秀信
経済部長	伊藤博仁	健康・スポーツ課長	實藤和也
市民環境部長	大草雅弘	社会・障がい者福祉課長	森部良
こども・健康部長	田中淳		
福祉部長	金子愼輔		
都市建設部長	菅成徹		
上下水道局次長	諫山和敏		
教育部長	瓜生守		
地域連携都市政策室長	久原美保		
企画調整部情報化推進担当次長	大庭章司		
公営競技事業所長	井出洋史		

